

会計年度任用職員(母子保健相談員)募集要項

職名(職種)	会計年度任用職員(母子保健相談員)
採用予定人数	1人
職務内容	<p>1 母子健康手帳の交付及び妊婦支援相談事業に関すること</p> <p>2 こども家庭センター内及び関係機関との連絡・調整</p> <p>3 妊産婦への相談支援(訪問支援を含む)</p> <p>4 その他所属長が必要と認める業務</p>
応募資格	<p>保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく保健師又は助産師の免許を有する方</p> <p>地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職としての基礎知識を持ち、積極的に業務に取り組める方 ・市民や職員と円滑にコミュニケーションが図れる方 ・基本的なパソコン操作が可能な方
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。</p> <p>※勤務成績が良好な場合、再度任用の可能性あり</p>
勤務場所	<p>札幌市南保健センター(札幌市南区幸町1丁目3-2)</p> <p>※勤務場所は敷地内禁煙です。</p>
勤務所属	札幌市南区保健福祉部健康・子ども課
勤務日・時間	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務日:1週間当たり5日(月曜日～金曜日) ・休日:日曜・土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日 ・勤務時間:1週間当たり30時間とし、1日あたりの割振りは次のいずれかから所属長が定める <ul style="list-style-type: none"> (1) 早番 8時45分から15時30分まで (2) 遅番 10時30分から17時15分まで <p>※休憩時間は12時15分から13時00分までの45分間</p> <p>※時間外勤務を命ずる場合あり</p>

給与	月額200,129円～225,055円(地域手当を含む) ※経験年数により上記の範囲内で決定します。 ※上記の金額は令和7年11月時点のものですが、給与改定等により採用時に、変更されることがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等有(支給要件有)
休暇	年次休暇(任用当初から付与、原則10～20日※経験年数により決定します)、特別休暇(夏季休暇等)、その他各種休暇・休業制度有(取得要件有)
社会保険	札幌市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険適用(加入要件有)
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入(加入要件有)
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等) ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応募受付期間:令和7年12月15日(月)～令和4年12月22日(月) ・面接日程:令和8年1月初旬～中旬予定 ・合否決定時期:令和8年1月下旬予定 ・応募方法:上記の受付期間までに写真付き履歴書(※)を下記まで持参または郵送 <p>※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。</p> <p>※職歴(特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴)は漏れなく記載してください。</p> <p>※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。</p> <p>【履歴書送付先(募集者)】</p> <p>〒005-0014 札幌市南区幸町1丁目3-2 札幌市南区保健福祉部健康・子ども課健やか推進係 宛</p> <p>※封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中(母子保健相談員)」と朱書き</p>

個人情報の取扱い	履歴書等の応募書類に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務(通勤)災害、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。
----------	--

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。